

平成三十年 第一回定例会

市長説明要旨

南アルプス市

本日ここに、平成三十年第一回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今年の冬は、シベリア東部に蓄積した大気下層の非常に強い寒気が北西の季節風により日本付近に流れ込み、日本列島全域が連日、厳しい寒波に見舞われました。この寒波の影響により、各地で道路の通行規制や鉄道の運休等、交通障害が発生し、首都高速道路山手トンネルでは、多数の車が立ち往生を余儀なくされ、渋滞解消までに十時間を要する事態も発生いたしました。二月に入り、寒さは更に厳しさを増し、福井県においては、県内を南北に走る国道八号線で約千五百台もの車両が立ち往生となるなど、「昭和五十六年豪雪」以来三十七年ぶりとなる大雪に見舞われ、陸上自衛隊に災害派遣を要請する事態となりました。

山梨県においても平成二十六年二月に甲府で観測史上最

高の積雪量百十四センチメートルを記録した「平成二十六年豪雪」が思い出されます。いつ、どこで、どのような規模の自然災害が発生するかを正確に予測することは困難を極めますが、今後も過去の経験を教訓とし、想定される様々な事態に備える取り組みを行ってまいります。

世界各地で寒波が猛威を振るう中、韓国平昌において、アジアでは一九七二年札幌、九十八年長野に続き、三度目となる、第二十三回冬季オリンピック、平昌オリンピックが、過去最多となる九十二の国と地域、二千九百人超の選手の参加により、熱戦が繰り広げられました。前回のソチオリンピックを上回るメダル獲得に大きな期待が寄せられた中、最高のパフォーマンスを披露する日本代表選手、百二十四名の試合経過に国民の多くが手に汗握り、試合結果に一喜一憂したところと思います。特に、昨年の秋の右足首負傷から見事に復活し、四回転ジャンプを連続で成功させ、六十六年ぶりの快挙となる二大会連続の金メダリストとなったフィギュアスケートの羽生結弦選手のその雄姿は、私たちに勇気と感動を与

えてくれました。

その一方、本来、平和の祭典の名のもとに行われるオリンピック大会ではありますが、今回の平昌オリンピックには、核問題などで国際的な非難を浴び、国連安保理の決議のもと、国際社会からの経済制裁下にある北朝鮮が、突然、南北合同チームのメンバーとして大会に参加することになりました。

北朝鮮は、一方では微笑み外交を、一方では軍事パレードを強行するなどの恫喝外交を繰り広げ、露骨な二枚舌外交で多くの国々を翻弄しております。

国際オリンピック委員会の五輪憲章には、「スポーツや競技者が、いかなる形においても政治的あるいは商業主義的に悪用されることに反対する」と明記されております。オリンピックを政治の具としたり、交渉の駆け引きに利用するなどと言うことは絶対に許されるべきではありません。

しかし、朝鮮半島の人々が東西冷戦時の両陣営の対立により分断された不幸な歴史を思えば、このオリンピックを契機に状況が少しでも好転することを願わずにはられません。

この度の金正恩党委員長の実の妹である金与正氏の「微笑

み外交」の真の目的が、国際社会の北朝鮮に対する制裁の緩和や核開発のための時間稼ぎにすぎないとの見方もあり、今後の北朝鮮の動向は、引き続き厳しく、注意深い監視が必要であると思っております。

さて、早いもので、私が市長に就任してから三年が経過しようとしております。この三年は、まさに本市を取り巻く諸情勢が、大きくしかも急激に変化した時期でありました。とりわけその一つが、平成二十七年国勢調査において、本市の人口が合併以後初めて減少に転じたことであります。さらに、この人口減少と同時進行する少子化・高齢化は、経済成長の低下や、社会保障制度の不安定化などの弊害をもたらす要因となります。私は、こうした市政運営への悪影響を、可能な限り最小限に抑えながら、強固な財政基盤を維持し、本市の未来を切り開くための十六本の公約を掲げ、皆様の信任をいただくべく努めてまいりました。

現在、これらすべての公約は、本市総合計画の中で六十本の事業として体系化し、計画的に取り組んでおります。

今日まで、わずか三年の間に、あたたかいまちづくりを目指し「ハードからハートへ」の市政実現に向けた多くの取り組みを、一步一步着実に進めることができたのは、ひとえに、議員各位をはじめ、多くの市民の皆様方の温かいご理解とご協力の賜であると改めてこの場をお借りし、心から感謝申し上げます。

さて、新年度の国の経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、民間需要を中心とした景気回復が見込まれております。

しかし、こうした追い風の中、本市は合併特例制度を活用できる最終期限を迎え、将来を左右する局面を向えることとなるのは明白であります。新年度の行政運営に臨むにあたり、限りある財源を、最大限有効に活用すべく、その大半を、暮らしに直結した保健福祉、および教育の各分野に重点的に配分し、さらにそのサービス水準を高次元で維持できるよう、メリハリの効いた新年度予算の編成に努めてまいりました。また、こうした市民生活の骨格となる施策を最優先させた

上で、明るい未来に舵を取る、三つの大規模プロジェクトの完遂に向け、全力投球する所存でございます。

まず、その一点目として、「現庁舎の改修」についてであります。

昨年十月の六地区での市民説明会でお示いたしました整備スケジュールどおり、西別館全階の改修は、一月三十一日に完了いたしました。強靱化を図りながらも、明るさとあたたかみのある空間として来庁者から好評をいただく中、現在、通常業務を行っております。

また、窓口の狭隘の解消と、災害対策の拠点としてさらなる安全性確保を目的に、既に本体工事に着手しております耐震棟の増築と、今後予定しております本庁舎の改修工事につきましましては、新年度中の完成を目指し、精力的に取り組んでおります。

二点目として、行政改革の重要方策の一つであります、「公共施設再配置」についてであります。

既に、新たな「地域市民の拠り所」として好評価をいただいております。若草生涯学習センターへの若草窓口サービスセンターの移転実績と、二月十九日から通常業務を行っております芦安農林漁業者健康管理センターへの芦安窓口サービスセンターの移転実績を活かし、五月二十一日には、高度農業情報センターにおいて八田窓口サービスセンターの業務を開始いたします。

さらに、(仮称)白根生涯学習センター・白根桃源図書館建設につきましたは、市内北部地域の生涯学習活動の場を確保するため、図書館機能と生涯学習機能を複合化させた拠点として、七月のオープンを予定しており、既存図書館および道路整備課分室の解体後、駐車場等外構工事を実施し、九月の完成を目指してまいります。

これまで、市民サービスの向上を第一に、公共施設の統廃合と、長寿命化を同時に果たし、持続性のある財政運営を可能とするため、各地域における「市民の拠り所」の形成に注力してまいりましたが、新年度にはこれを達成することがで

きますので、より多くの地域の皆様にご活用いただきますよう、お願い申し上げます。

一方、現本庁舎の改修をはじめ、現在整備中の各施設のご利用につきましては、大変ご迷惑をお掛けしておりますが、引き続き、議員各位をはじめとする市民の皆様への説明責任を、しっかりと果たしてまいりますので、「公共施設等総合管理計画」の趣旨をご理解いただきたいと思います。さらに、議員各位には「公共施設再配置アクションプラン」の集中取り組み期間内での完成に向けたご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

三点目として、「六次化拠点整備」についてであります。

現在、優良企業の誘致に向け、用地を市が取りまとめ一元管理し、企業に賃貸する方針について、地権者の皆様にご理解の上、ご同意をいただくことができるよう、一人ひとり個別に説明を重ねております。

また、当事業審査委員会からのご提言や、地権者をはじめ市民の皆様のご意見をいただきながら、「六次化拠点」につ

きましては、六次化の取り組みを含めた上で、民間活力による「広範な地域資源を活用した新しい産業」の拠点として位置付け、既存の枠組みにとられない、「南アルプスインターチェンジ新産業拠点整備事業」として再整備を進めてまいります。

現在、着々と整備が進められておりますリニア中央新幹線や、中部横断自動車道などの、各高速交通網のクロスポイントとなる立地の優位性を最大限に活かし、かつ、地域資源を活用した新しい事業を創出し、地域のブランド力を高めてまいります。また、地域経済を活性化させるために優良企業を誘致し、民間活力による「新産業拠点整備事業」を展開することで、持続的発展の可能性を有する地域社会の創造に向け、引続き全力を尽くして取り組んでまいります。

なお、これに伴い、現在の「六次化拠点整備室」につきましては、「南アルプスインターチェンジ新産業拠点整備室」として名称変更いたします。

次に、新年度予算案において、重点的な取り組みとして計

上いたしました、子育て支援策と教育環境の充実についてご説明いたします。

まず一点目として、「子育て環境の整備」についてであります。

保育所の受入れ環境の改善や、施設の安全性の向上につきまして、これまで計画的に実施いたしており、新年度は白根・白根東・巨摩各保育所の大規模改修に着手してまいります。

また、小学校から遠距離にある小笠原児童クラブと、小笠原第二児童クラブの環境改善を図るため、統合した小笠原児童クラブの建設工事を実施してまいります。

二点目として、「病児保育施設整備事業」についてであります。

安心して子育てができるまちづくりの一環として、子どもが病気の際に医療機関等に付設された専用スペースで、一時的に保育事業を受けることができる環境の整備に取り組んでまいります。新年度は病児保育施設整備への支援を行い、

すでに実施しております病後児保育と併せ、平成三十一年度から病児保育を開始してまいります。

三点目として、「救急医療確保対策事業」についてであります。

全国的に困難な状況となっております救急医療の確保につきまして、本市の二次救急は、巨摩共立病院と、白根徳洲会病院にお願いしております。

新年度から、傷病者の受入体制の強化を図るため、市内二次救急病院に対し、必要な費用を助成してまいります。

適正な救急医療の提供による地域医療の充実を果たすことで、子育て世帯や高齢者などの支援を必要とする市民をはじめ、すべての市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

四点目として、「小・中学校への防犯カメラの設置」についてであります。

不審者の侵入防止や、犯罪抑止対策に有効とされる防犯力

メラが、小・中学校すべてに設置できるよう整備を進めてまいります。学校は、教育の場のみならず、児童・生徒が一日の大半を過ごす生活の場であるため、安全で安心な教育環境の実現を図るものであります。

五点目として、「小中一貫教育の推進」についてであります。

個々の児童・生徒の能力を伸ばし、社会で自立して生きる基礎を培っていくためには、小学校・中学校九年間で目指す子ども像を共有し、連携しながら学習指導や生徒指導にあたることが重要であります。その具体策が、小中一貫教育の導入であり、現在は、芦安小中学校、八田小中学校を先行事例として取り組みを推進しております。

新年度においては、芦安小学校と芦安中学校との間を、物的にも一体感を創出することができるよう、渡り廊下で接続する改修工事を行います。また、八田小中学校については、教職員の移動手段を確保し、小中学校の教職員の交流を進めながら、小中一貫教育の取り組みを推進してまいります。

次に、新年度予算案における、元気みなぎるまちづくりに向けた重点的な取り組みについてであります。

一点目は、「滞在型市民農園・クラインガルテン施設整備」についてであります。

クラインガルテンを拡充整備することで、交流人口の増加と、中山間地域の活性化を図ってまいります。新年度は、既存エリア内に七区画のクラインガルテンを整備してまいります。

二点目は、「伊奈ヶ湖周辺施設ユネスコエコパーク管理運営事業」についてであります。

今年度から、伊奈ヶ湖周辺施設を、南アルプスユネスコエコパークの理念に基づき、市民の健康増進、小中学生・青少年を対象とした森林環境教育の推進、およびエコツーリズムの振興のため、緩衝地域の拠点として活用できるよう再整備を実施しております。

新年度は、組織機構の見直しを行い、農林商工部観光商工課内のユネスコエコパーク推進担当を独立した部署として「ユネスコエコパーク推進室」と定め対応してまいります。こうした推進体制の強化を図りながら、ウッドビレッジ伊奈ヶ湖、グリーンロッジ、森林科学館および分館、レストハウス伊奈ヶ湖、北伊奈ヶ湖水辺公園などの各施設において、来訪される方々に快適に過ごしていただけるよう、質の高いサービスを提供してまいります。

三点目として、「地域集会施設の建設支援」についてであります。

地域の皆様が、お互いに交流しながら、自主的な活動を行うことができるよう、その拠点となる地域集会施設の建設への支援を行ってまいります。

新年度は、曲輪田横久根小路集会所建設と駐車場整備、並びに飯野七区公会堂駐車場用地取得への支援を予定しております。

四点目として、「市のシンボル策定」についてであります。

新年度には、合併から十五年の節目を迎えるにあたり、本市のさらなるイメージアップや、市民の一体感醸成のため、市を象徴する木・花・鳥などを選定してまいります。既に、市民の声を反映することができるよう、「南アルプス市シンボル選定委員会」を立ち上げ、ご意見を伺っております。選定委員会において選定したシンボルにつきましては、市制祭十五周年記念式典において披露いたしてまいります。

次に、新年度に向け継続的に実施しております、重点的な取り組みについて、ご報告いたします。

一点目として、「桃源文化会館の大規模改修」事業についてであります。

市民の文化活動の拠点であります桃源文化会館につきましては、安全かつ良好な状態を保持するため、今年度から大規模改修を実施いたしております。外壁、屋上防水など、長期的な観点で維持するための改修と、館内の利便性向上のため

めの改修を行っております。全館を閉館しての施工は、既に二月から始めており、新年度の完成を目指しております。

二点目として、「市立美術館のリニューアル」事業についてであります。

来館者の安全確保対策と、収蔵作品の適切な管理を行うための既存施設の大規模改修、および増築工事の着工に向け、二月から閉館いたしております。

平成三十一年一月にはオープン記念として、二十世紀美術に偉大な足跡を残した、スペインの世界的巨匠「パブロ・ピカソ」の版画展の開催を予定しております。人生の様々な場面で残した彼の版画作品を、リニューアルした館内でご覧いただくことで、本市の芸術文化の振興を果たしてまいります。

なお、今定例会に上程いたしました三月補正予算案、および新年度予算案は、双方を一体的に編成することで、財政基盤の強化を図っております。

三月補正予算において、全庁的な行政改革の取り組みによ

り減額した一般財源を有効に活用するため、その一部を市債の繰上償還の財源とし、市債の残高と償還利子を圧縮することで将来負担の軽減を図ってまいります。

また、規律ある財政運営に資するよう、今後必要となる財源として、主要基金への積立てを行い、さらに計画的な市債の発行管理につなげるものであります。

任期四年目を迎えるにあたり、志を完遂するには、まだまだ十分でない点があるかと思えます。

本市を想う皆様からの尊い叱咤激励をいただく中、交わした約束は必ず実現する、という強い意志を持ち、本市の明るい未来に向け、一意専心、務めてまいります。

続きまして、本定例会に提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げます。

市議会第一回定例会に提出いたしました案件は、条例案二十四件、予算案二十七件、過疎計画変更案一件、契約案一件、市道路線に関する案一件、合わせて五十四件であります。

はじめに、議案第一号、「南アルプス市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」であります。

この案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が山梨県から市へ移譲されることに伴い、新たに条例制定するものであります。

次に、議案第二号、「南アルプス市支所設置条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、公共施設のあり方を見直し、施設の再配置を進めるため、八田支所を南アルプス市高度農業情報センター内に移転することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第三号、「南アルプス市手数料条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関

する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第四号、「南アルプス市国民健康保険条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、国民健康保険法第六条に規定する被保険者としなない特別の理由がある者を定めるほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります

次に、議案第五号、「南アルプス市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、後期高齢者医療における住所地特例者の保険者変更に関し、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第六号、「南アルプス市廃棄物の処理及び清掃

に関する条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、一般廃棄物の処理方法の見直しによる、取り扱う廃棄物の変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第七号、「南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、内閣府が公布した「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第八号、「南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、特定教育・保育施設、幼稚園・認定こども園及び保育園の利用者負担額について、国が定める

利用者負担額の上限基準額が「幼児教育の段階的無償化の推進」により一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第九号、「南アルプス市放課後児童クラブ条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、待機児童の解消と学童保育環境の向上を図ることを目的に、新たな児童クラブを設置するにあたり、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十号、「南アルプス市地域活動支援センター条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十一号、「南アルプス市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、指定介護予防サービス事業者と医療機関との連携強化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十二号、「南アルプス市介護保険条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第一号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準が改正され、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとされたこと、及び第七期南アルプス市介護保険事業計画における第一号被保険者の保険料の基準額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十三号、「南アルプス市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、介護保険法の一部改正及び国の基準である指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、「介護保険施設として「介護医療院」が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十四号、「南アルプス市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行

に伴い、各サービスの変更された基準を改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十五号、「南アルプス市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員の定義を改める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十六号、「南アルプス市福祉サービス手数料条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、南アルプス市軽度生活援助サービス事業及び南アルプス市生きがい活動支援通所事業について、南アルプス市介護予防・生活支援サービス事業への移行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十七号、「南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設設置管理条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、現在直営管理を行っている森林科学館等の施設と、これまで指定管理者制度によつて管理を行つてきた伊奈ヶ湖周辺施設を、平成三十年度より一括して直営管理することに伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十八号、「南アルプス市都市公園条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律による都市公園法及び関係政省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第十九号、「南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、落合小学校体育館の新築及び楡形

テニスコートの人工芝化に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第二十号、「南アルプス市ふるさと文化伝承館条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、市内の歴史的、文化的資産の収集保管、調査研究、及び展示公開の拠点として更なる活用を図るにあたり、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第二十一号、「南アルプス市立学校給食センター条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、南アルプス市立学校給食センターに関する組織の見直し、及び芦安学校給食共同調理場の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第二十二号、「南アルプス市消防手数料条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第二十三号、「南アルプス市地域支援事業の利用料に関する条例の廃止について」であります。

この案につきましては、南アルプス市地域支援事業の利用料について、利用者の支払い方法の変更、及び制度設計の見直しによる利用者負担割合の変更に伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第二十四号、「南アルプス市立学校給食運営委員会条例の廃止について」であります。

この案につきましては、市内小中学校の給食が学校給食センター方式に統一され、単独校方式の学校給食の運営に関する事項を調査審議する南アルプス市学校給食運営委員会の設置を要しなくなったため、本条例を廃止するものであります。

次に、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第二十五号、「平成二十九年南アルプス市一般会計補正予算（第六号）」について、ご説明申し上げます。

補正額を、六億八千三百三十二万二千円の追加とし、歳入歳出予算の総額を、三百二十八億四千百四万九千円といたすものであります。

歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、「県営土地改良事業」であります「落合湯沢畑地帯総合整備事業」に一千万円を、また「釜無川右岸県営水利整備事業」に、二千五百万円を計上いたしております。

この事業は、国の補正予算第一号において、事業採択されましたので計上するものであります。

次に、「施設型給付事業」として、入所児童の増加や公定価格改定等に係る経費として、三千二百六十三万二千円を計

上いたしております。

次に、「巨摩野農業協同組合」が平成三十年四月から、名称を「南アルプス市農業協同組合」に変更することに伴い、発生する費用の一部を助成する経費として、一千八百万円を計上いたしております。

次に、将来の公債費の負担軽減を図るため、減債基金への積立金として、一億三千八百十八万六千円を計上いたしております。

さらに、市債の繰上償還金として、七億四千七百四十万円を計上いたしております。

このほか、事業費等の確定や精算に伴う予算の調整、及び特別会計への繰出金などについて計上いたしております。

財源といたしましては、市税及び国庫支出金、寄附金、繰越金、市債等を見込んでおります。

次に、特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

提出いたしました補正予算案は、議案第二十六号、「平成二十九年南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）」から、議案第三十三号、「平成二十九年南アルプス市芦安簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）」までの八つの特別会計補正予算案であります。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計については、財政安定化支援事業繰入金の減額、また、事業実績に伴う保険給付費等の増額等により、全体として増額補正となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計については、医療給付費負担金等の減額補正となっております。

次に、介護保険特別会計については、地域支援事業に係るサービス利用者数が少なかったことによる、事業費の減額補正となっております。

次に、芦安農業集落排水事業、並びに芦安簡易水道事業特別会計については、山梨県による県道甲斐早川線道路改良等整備事業の遅れによる事業費の減額補正となっております。

その他の特別会計については、国庫補助金等の確定に伴う事業費や運営経費等の精算、及び基金積立等による補正予算となっております。

以上で、平成二十九年度補正予算案について、説明を終わります。

続きまして、平成三十年度当初予算案について、ご説明申し上げます。

新年度予算案は、平成三十年度が公共施設再配置アクションプランの「集中取り組み期間」の最終年度となるため、計画に沿った施設の統廃合や、今後、必要となる施設の整備、改修を確実に実行するための予算を計上し、合併特例債を始

めとした限られた財源を有効的かつ、効率的に配分することができたものと思っております。

提出いたしました新年度予算案は、一般会計のほか、十五の特別会計、二つの企業会計の、合計十八会計に関するものであります。

はじめに、議案第三十四号、「平成三十年度南アルプス市一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、三百二十二億一千四百二十七万九千円とし、当初予算計上額としては、過去、最大規模となっております。

歳出の主なものにつきまして、政策体系別にご説明申し上げます。

まず、「安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成」についてであります。

コミュニティ活動の促進を図るための拠点施設である、地域集会施設の建設、修繕等に係る経費の一部を助成するため、九百六十三万四千円を計上いたしております。

次に、伊奈ヶ湖周辺に整備を進めてまいりました施設改修の完了に伴い、ユネスコエコパーク緩衝エリアの拠点として、自然環境を活用した森林環境教育を推進していくため、「伊奈ヶ湖周辺施設ユネスコエコパーク管理運営事業」として、四千二百六万一千円を計上いたしております。

次に、「ふるさと納税事業」について、返礼品等の経費として、二億六千八百四万円を計上いたしております。

次に、消防本部の特殊車両である消防ポンプ車、救助工作車について、整備計画に基づく更新経費として、一億八千八百八十三万五千円を計上いたしております。

また、平成二十九年度から進めております、消防本部通信指令システムの老朽化に伴う更新経費、及び災害状況監視力

メラの設置経費として、合わせて、二千七百八十四万一千円を計上いたしております。

そのほか、「防災行政無線維持管理事業」として、全国で統一的に更新する、全国瞬時警報システム、Jアラートの整備経費として、七百六十三万六千円を計上いたしております。

次に、「ともに生き支えあうまちの形成」についてであります。

市民福祉の充実、向上を図るため、児童、高齢者、障がい者等に対する福祉政策の事業費を計上しております。

まず、子育て支援といたしまして、安心して子育てができる環境づくりのため、これまでの病後児保育に加え、新たに医師、看護師を要した病時保育事業を実施する事業者に対して、整備費の一部を助成する経費として、三千百四十二万五千円を計上いたしております。

また、市内保育所の環境改善を図るため、老朽化している巨摩保育所、白根東保育所、白根保育所の改修費として、合わせて、四億一千六百十四万円を計上いたしております。

次に、小学生の放課後における活動拠点の充実を図るため、小笠原児童クラブ統合整備事業として、一億二千百七十八万一千円を計上いたしております。

さらに、中学三年生までの、児童の養育支援として、「児童手当給付事業」に、十二億七千四百二十七万五千円を、また民間保育所等の「施設型給付事業」に、九億二百九十一万一千円を計上いたしております。

次に、「救急医療確保対策事業」として、市民が安心して診療が受けられるよう、二次救急体制を整備している市内の指定救急医療機関に対して助成を行う経費として、二千七十万円を計上いたしております。

次に、高齢者への支援として、後期高齢者医療特別会計へ繰出金として、七億八千七百四十四万三千円を、介護保険特別会計への繰出金として、八億三千二百三十一万四千円を計上し、また、「敬老祝品等支給事業」に、一千七十四万六千

円を計上いたしております。

次に、障がい者への支援として、自立した日常生活、社会生活を営んでいただくために、必要なサービスに対する給付、支援費として、障害者福祉費に、二十億三千八百十一万九千円を計上いたしております。

また、生活困窮者の支援として、「生活保護費支給事業」に、五億七千九百四十五万六千円を計上いたしております。

次に、「うるおいと活力のある快適なまちの形成」についてであります。

遊休農地や耕作放棄地の解消を図るとともに、都市との交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげることを目的として、中野地区・湯沢地区に整備した滞在型市民農園・クラインガルテンに、新たに七区画を追加して整備するための事業費として、一億一千八百十九万六千円を計上いたしております。

次に、「南アルプスブランド戦略事業」として、本市の特産農産物である果樹等を積極的に宣伝し、売り出していくため、都内の電車内のトレインチャンネルや駅構内でのブースによる宣伝及び販売経費として、五百九十六万七千円を計上いたしております。

次に、「南アルプスインターチェンジ新産業拠点整備事業」として、地域資源を活用した新しい産業を創出し、地域のブランド力を高め、地域経済を活性化するため、優良企業を誘致し民間活力による「新産業拠点」として再整備を図るための経費として、二千七万八千円を計上いたしております。

次に、計画的に整備しております道路照明灯のLED化に加え、新たに市内三十五公園、五百八十六灯を整備するため「公園照明LED化事業」として、二億六千六百二十七万四千円を、また、農道の九十二灯を整備するため「農道照明LED化事業」として、三千九十九万六千円を計上いたしております。

この整備により温室効果ガスの排出量の削減、維持管理費の抑制につながる事ができるものと考えております。

また、櫛形総合公園内の、老朽化による櫛形コミュニティプールの可動式屋根の改修、体育館駐車場の拡張、さらに野球場給水設備の改修に加え、陸上競技場の五年に一度の三種公認検定更新に伴う施設改修、備品購入費等を含め、総額二億七千七百十三万二千元を計上いたしております。

このほか、幹線道路の整備や歩道整備を行なうため、「道路新設改良事業費」として、総額で三億二千八百万円を、また道水路、橋りょう等の安全性、快適性を維持するための、「橋梁長寿命化及び道水路維持管理補修事業」として、三億二千七百九十七万七千元を計上いたしております。

次に、「心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成」についてであります。

「芦安小中一貫学校整備事業」として、四千六百二十六万八千円を計上いたしております。

芦安小・中学校を渡り廊下で繋ぎ、施設の共同利用による

隣接型の小中一貫教育の推進が図られるよう、整備を行うものであります。

次に、文化振興の拠点となる「桃源文化会館の施設整備事業」に、二カ年継続事業の最終年度事業費として、追加事業費の中央監視盤改修工事費を含み、五億八千九十六万八千円を計上いたしております。

また、リニア建設工事の影響による、甲西市民グラウンド移転に伴う収用法の事業認定申請経費、整備に向けた基本、詳細設計経費として、三千六百六十二万一千円を計上いたしております。

次に、市立美術館に、現在、進めております市民ギャラリーの増設、及び施設の長寿命化を含めた施設改修事業の完了に伴い、「リニョーアルオープン記念事業」と芸術文化の振興を図るための企画展開催経費として、合わせて、五千九百九十五万三千円を計上いたしております。

また、小中学校の防犯対策として、児童生徒の安心安全を

確保するため、「小中学校施設防犯カメラ設置事業」として、三千六百六十一万三千円を計上いたしております。

このほか、市内小中学校においてタブレット等を活用し、教育環境を整え、よりきめ細かな指導をするための校内ネットワーク環境に係る調査業務等の経費として、七百九十六万円を計上するとともに、教育施設の躯体保存度調査結果を踏まえ、計画的な改修を進めて行くための、教育施設長寿命化計画策定経費として、二千百六十万円を計上いたしております。

最後に、「未来をひらく経営型行政運営の形成」についてであります。

はじめに、「指定管理者制度推進事業」として、平成三十年年度末をもって終了となる三十六施設の指定管理者の再選定、また、新規導入施設等の選定に伴う審査会等開催運営経費として、六十八万一千円を計上いたしております。

次に、「行政評価システム推進事業」として、行政評価シ

STEM研修等の経費として、百二十八万七千円を計上いたしておられます。

以上が、一般会計の歳出予算概要であります。

歳入につきましては、市税、地方交付税のほか国、県支出金、市債等を見込んでおります。

次に、議案第三十五号、「平成三十年度南アルプス市国民健康保険特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、七十四億六千五十万七千円であり、前年度比十七・一パーセントの減となっております。

被保険者の減に加え、全国統一の都道府県単位化に伴い、山梨県が財政運営の責任主体となることから、国庫支出金である療養給付費や高額医療費共同事業費負担金等が、直接県に入ることで、全体事業費が大幅に減額となっております。

次に、議案第三十六号、「平成三十年度南アルプス市後期

高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、十二億六千九百二十四万四千円であり、前年度比二・八パーセントの増となっております。

次に、議案第三十七号、「平成三十年度南アルプス市介護保険特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、五十七億一千九百三十五万三千元であり、前年度比二パーセントの減となっております。

次に、議案第三十八号、「平成三十年度南アルプス市居宅介護予防支援事業特別会計予算」についてであります。

居宅介護予防支援サービス計画の事業増大により、歳入歳出予算の総額は、四百八十一万九千円であり、前年度比一九・一パーセントの増となっております。

次に、議案第三十九号、「平成三十年度南アルプス市下水道事業特別会計予算」についてであります。

公営企業会計適用に向け、平成三十年度末において会計の

打ち切り決算を行うため、事業費を縮小しております。

歳入歳出予算の総額は、二十三億五千百八十二万二千元であり、公共下水道事業費、流域下水道事業費ともに減額となっており、前年度比八・七パーセントの減となっております。

次に、議案第四十号、「平成三十年度南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、三千七百二十九万四千元であり、前年度比二十七・二パーセントの減となっております。

次に、議案第四十一号、「平成三十年度南アルプス市温泉給湯事業特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額を、二百二十四万四千元といたしております。

次に、議案第四十二号、「平成三十年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、一億一千四百三十三万円であり、

前年度比五・二パーセントの増となっております。

次に、議案第四十三号、「平成三十年度南アルプス市芦安簡易水道事業特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、六千六百四十六万六千円であり、芦安浄水場遠方監視システムの企業局に対する業務委託費の増額に伴い、前年度比四十四・八パーセントの増となっております。

次に、議案第四十四号から議案第四十八号まで、五つの財産区管理会特別会計の歳入歳出予算の合計額を、三千二百二十四万七千円といたしております。

次に、議案第四十九号、「平成三十年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額を、七百七十九万三千円といたしております。

次に、議案第五十号、「平成三十年度南アルプス市水道事業会計予算」についてであります。

水道事業におきましては、資本的支出といたしまして、老朽化した、駒場浄水場系施設改修事業、上今諏訪浄水場更新事業の建設改良費など合わせて、十一億九千七百六十七万七千円を計上し、歳出予算の合計を、二十四億二百五十三万九千円といたしております。

次に、議案第五十一号、「平成三十年度南アルプス市自動車運送事業会計予算」についてであります。

歳出予算の合計を、三千五百九十三万七千円といたしております。

以上で、平成三十年度、当初予算案についての説明を終わります。

次に、議案第五十二号、「南アルプス市過疎地域自立促進計画の変更について」であります。

この案につきましては、事業内容等の追加により、南アル

プス市過疎地域自立促進計画を変更したいので、議会の議決を求めます。

次に、議案第五十三号、「市立美術館大規模改修及び増築工事（建築主体工事）請負契約の締結について」であります。

この案につきましては、去る二月五日に行われた事後審査型条件付一般競争入札により、国際建設・フカサワ 市立美術館大規模改修及び増築工事（建築主体工事）共同企業体と一億七千八百八万円で請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等の範囲を定める条例第二条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提出するものであります。

次に、議案第五十四号、「市道路線の認定について」であります。

これにつきましては、開発行爲により寄附された四路線の市道を認定するものであります。

以上、提出案件について、ご説明申し上げました。
何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い
申し上げます。

平成三十年二月二十八日

南アルプス市長 金丸一元